

情報通信政策研究所等の徳島移転の実現を求める意見書

日本の明るい未来を切り開いていくためには、人口減少の克服と東京一極集中の是正に一刻の猶予も許されないとの強い危機感を持ち、国・地方挙げて地方創生を強力に推進していかなければならない。

地方創生の切り札として、国は「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」において、政府関係機関の地方移転の推進を明確に位置付けており、徳島県民をはじめ、国民はその早期実現を強く求めている。

この度、国においては、今後具体的な検討を進める政府関係機関を、各道府県から誘致提案があった69機関のうち、34機関とすることを決定したが、本県が提案している情報通信政策研究所、森林技術総合研修所、農林水産研修所及び農業・食品産業技術総合研究機構（うち食品総合研究所）については、これの対象外としている。

国は、対象外とした主な理由として、「省庁の近隣以外の立地では効果・効率の確保・向上が期待しにくい」、「本省との連携のため、本省の近傍に所在することが必須の機関である」などを挙げている。

しかしながら、これらの指摘は、本県が有する最先端の実証フィールドの活用により移転効果を発揮するとともに、本県が誇る全国屈指のブロードバンド環境を生かしたテレワークを用いて距離的障害を克服することなどにより、十分に対処することが可能である。

よって、国においては、新しい人の流れを地方から創り出し、地方創生、ひいては日本創成にしっかりとつなげるため、情報通信政策研究所、森林技術総合研修所、農林水産研修所及び農業・食品産業技術総合研究機構（うち食品総合研究所）の徳島移転の実現に改めて積極的に取り組むよう、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月21日

徳島県議会議長 川 端 正 義